

6月23日～29日は
男女共同参画週間

平成30年度の男女共同参画週間

キャッチフレーズは、公募により
「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」に決定しました。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる**「男女共同参画社会」**を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

●内閣府男女共同参画局
ホームページ

(<http://www.gender.go.jp/>)



知ってなるほど！ 男女共同参画

～一人ひとりがいきいきと輝き自分らしく暮らせるまちづくり～

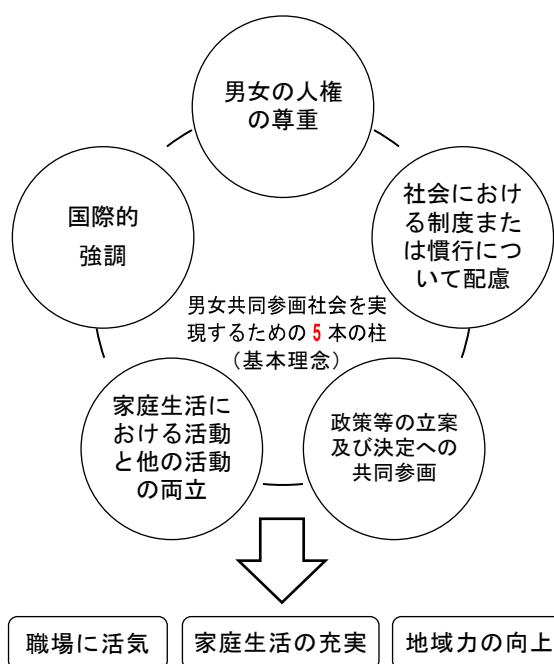
●男女共同参画ってなに？

人は性別の違いだけでなく、一人ひとり皆違います。違いを認めて思いを言葉で伝え理解し合うこと。それが「男女共同参画」の原点です。「女(男)とはこういうもの(こうあるべき)」という考え方によって行動や生き方を制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重しあい、性別にかかわらず、さまざまな場面で一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指しています。

●男女共同参画社会基本法

(平成11年6月公布施行)

我が国の憲法には個人の尊重、法の下での平等が掲げられており、男女平等の実現に向けてさまざまな施策が取り組まれてきました。しかしながら、大事な意思決定の場に女性を加われなかったり、男女間の不平等を感じたりすることも多く、少子高齢化など私たちの生活をめぐる



状況が変化していく中で、「男は仕事、女は家庭」といった性別による**固定的な役割分担にとらわれず、職場、学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要**となっています。男女共同参画社会基本法は、こうした新しい社会をつくっていくための5本の柱(基本理念)を掲げて、行政と国民それぞれ果たさなくてはならない役割(責務・基本的施策)を定めています。

●固定的な性別役割分担意識を解消して・・・

「女の子でしょ。○○しなさい」
「男なんだから○○でなければ」
「女(男)のくせに」「男(女)らしく」
など、固定的な性別役割分担意識によって生きづらさを抱える人も少なくありません。性別によって行動や生き方が制限されることなく、多様性を認め合いその人らしく生きていくため、お互いの個性を尊重しながら助け合う気持ちを育てましょう。

●問合せ

男女共同参画推進室
Tel 755-4980

